

第4号様式(第10条関係)

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	武蔵村山市公共下水道事業経営戦略策定検討委員会（第4回）
開 催 日 時	令和8年7月27日（月）14時30分から16時00分まで
開 催 場 所	武蔵村山市役所301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席委員：長岡裕会長、比留間毅浩副会長、渡邊浩志委員、網代美佐子委員、比留間大介委員、大塚紘平委員、波多野克典委員 欠席委員：浅見友博委員 市：湊建設管理担当部長、根本道路下水道課長、古川下水道業務係長、須永下水道工事係長、高杉主事 NJS：大津氏 岸田氏
議 題	武蔵村山市公共下水道事業経営戦略の策定について 1 下水道使用料改定の主な要因 2 下水道使用料改定率の算定 3 下水道使用料に関する周辺市の動向調査
結 論 (決定した方針、 残された問題 点、保留事項等 を記載する。)	(会議録の承認の報告) 武蔵村山市公共下水道事業経営戦略策定検討委員会（第3回）会議録の承認の報告 全委員より、武蔵村山市公共下水道事業経営戦略策定検討委員会（第3回）の会議録について令和8年7月8日付で承認を受けた。 (議題) 武蔵村山市公共下水道事業経営戦略の策定について (事務連絡) 次回の日程について 次回の委員会は令和8年10月8日（木）午前10時から、会場は同じ301会議室で行う。

審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) 【発言者】 ○印＝委員 ●印＝事務局	【議題前】 配布資料の確認 【会議録の承認】 武蔵村山市公共下水道事業経営戦略策定検討委員会（第3回）会議録の承認の報告 ● 全委員より、武蔵村山市公共下水道事業経営戦略策定検討委員会（第3回）の会議録について令和8年7月8日付で承認を受けた。 【議題】 ● 【スライド1】 前回の委員会において、使用料の改定が必要という説明をして概ね了解いただけたものと考えているが、一方で、まだ改定の必要性がわかりにくい、改定するにしてもなぜ30%も上げる必要があるのか、といったところについて、もう少し納得しやすい説明が必要という意見をいただいていたことから、本日は使用料改定に絞って説明する。 また、前回周辺市の使用料に関する動向について、合わせて説明する。 1 下水道使用料改定の主な要因 【スライド2】 前回までは雨水についても合わせて説明したが、今回は使用料の話となるため、汚水に絞って整理する。 【スライド3】 下水道使用料改定の主な要因として6つ挙げる。 まず、1つ目の要因は、将来の下水道使用料収入の減少にある。 グラフは直近15か年の水洗化人口と下水道使用料収入の推移と今後15か年の見通しを表している。 平成29年度以降水洗化人口は減少傾向に転じており、それに応じて下水道使用料収入も減少傾向にある。 今後も人口減少が続き、将来的にも下水道使用料は減少していく見通しとなっている。 【スライド4】 2つ目の要因は、下水道管きょの老朽化である。 管きょの標準的な耐用年数は50年と言われている。 市内で最初に整備した管きょは既に50年を経過しており、今後は図のように50年を経過した管きょが益々増えてくる。 限られた予算内で安全に下水道を使用していくためには、計画的で適切な維持管理による改築や補修により、施設の寿命を延ばすことによる更新時期の引き延ばしや平準化が必要となる。 【スライド5】 本市では、下水道管きょの老朽化対策として、下水道ストックマネジメント計画を策定している。 ストックマネジメントは、耐用年数を超えた管きょを全部一斉に交換するのではなく、定期的に調査を行い、実際に異常が見られた管きょにのみ改築を行っていくことにより、安全を確認しつつ、施設の寿命を延ばし、老朽化対策の費用を抑えていくというものである。 【スライド6】 3つ目の要因は、新青梅街道の拡幅事業である。 東京都において、多摩都市モノレールの延伸に関連する新青梅街道の拡幅が行われている。 新青梅街道の拡幅に伴い、本市においても、既設の汚水管の布設替え等を行う必要があるが、汚水管の布設替えだけでも令和9年度から令和11年度の3か年で概算事業費約23億円を要する見通しである。
---	--

事業費が膨大であるため、企業債を発行して、その元金と利息の支払いに下水道使用料を充てることとなっている。

【スライド7】

4つ目の要因として、流域下水道管理運営費負担金の増加が挙げられる。

流域下水道管理運営費負担金は、流域下水道の維持管理に係る費用について、その下水道サービスを受ける市町村が負担する費用のことを言う。

この流域下水道管理運営費負担金は、汚水の処理水量

に管理運営費負担金単価を乗じて算出されるが、令和8年度にはこの単価が約40%改定されており、以前の単価で算出されていた令和6年度より1億円以上、支出が多くなる見込みである。

また、今後の物価上昇等の見通しを踏まえて、東京都は今後5年ごとに負担金単価の見直しを行う予定であり、単価が改定された場合、流域下水道管理運営費負担金による支出はさらに多くなることが予想される。

【スライド8】

5つ目の要因として、物価や賃金の上昇が挙げられる。

上段に示している、物価の変動を表す消費者物価指数と、下段に示している賃金の前年度比について、令和4年度以降急激に上昇していることが分かる。

この上昇は当面の間上昇する見通しであるため、財政収支シミュレーションにおいても、当面5か年は年2%の物価上昇、年1%の賃金上昇を見込んで試算を行っている。

なお、この物価と賃金の上昇率は、5年後の経営戦略見直しときに再度検証する予定である。

【スライド9】

6つ目の要因としては、企業債の借入利率の増加が挙げられる。

平成26年度以降、低金利の状態が続いていたが、直近5か年で金利が急激に上昇している傾向にあり、令和8年1月時点で企業債の借入利率は3%を超えている。

今後も利率は高い状態が続く見通しであるため、企業債の借入利率を3.5%として財政収支シミュレーションを行っている。

汚水施設の改築・更新のために企業債を発行することとなっているが、今後汚水施設の改築・更新需要が高まる見通しであることに加え、企業債の借入利率も上昇しているため、下水道使用料を充てる費用が増加する見通しとなっている。

【スライド10】

下水道使用料改定の主な要因のまとめになる。

人口減少は今後も継続する見込みであり、人口減少に伴い下水道使用料収入も減少する見通しとなっている。

一方で、施設の老朽化対策の本格化、流域下水道管理運営費負担金の増加、物価・賃金、企業債の借入利率といった近年のインフレの影響、そして本市特有の事情である新青梅街道の拡幅に伴う汚水管の移設によって、一時的に支出が増加する見通しとなっている。

2 下水道使用料改定率の算定

【スライド11】

次に、2点目、「下水道使用料改定率の算定」について、説明する。

【スライド12】

下水道使用料と支出の関係についてである。

下水道使用料として得た収入は、下水道使用料で賄うべき経費、つまり汚水処理経費へ充てる。

汚水処理経費には、図の右側のグラフのような、企業債の利息や、流域下水道管理運営費負担金、汚水処理に係る業務費など、施設の維持管理に

係る費用が含まれる。

汚水処理経費が、下水道使用料でどれだけ賄われているかどうかを示す指標を「経費回収率」といい、右下の計算式によって算出される。

経費回収率が100%を下回る場合、汚水処理経費が下水道使用料以外の収入から賄われていることを表し、一般会計からの繰り入れといった、税金等の他の財源から充てられることを表す。

つまり、経費回収率が100%を下回るということは、使用料という「収入」より、維持管理やサービスの提供に係る費用、「支出」の方が上回ってしまっている、という状況になる。

【スライド13】

まず、収入の部分の今後の予測である。

先ほども述べたとおり、人口が減少傾向となっていることに加え、近年の節水傾向により、市が得られる下水道使用料は今後減少する見込みとなっている。

【スライド14】

一方、支出の部分の予測についてであるが、こちらも先ほど述べたとおり、今後汚水事業の需要が高まることに加え、現在の物価や賃金の上昇といった要因により、支出が増加し、現在の下水道使用料では将来の汚水処理経費を賄うことができなくなってしまうことが予想される。

【スライド15】

ここからは、具体的な数値を用いて下水道使用料の必要改定率を説明する。

まず、「使用料を改定しない場合」における、今後の経費回収率の見通しである。

令和6年度末時点の経費回収率は104.8%であり、100%を上回っているが、使用料を改訂しない場合、令和23年度の下水道使用料は約8.7億円、汚水処理経費は約11.6億円と試算され、経費回収率が100%を下回ると想定している。

この経費回収率を100%とするためには、下水道使用料を改定し、汚水処理経費との差を埋める必要がある。

【スライド16】

続いて、「使用料を改定しない場合」の、今後の資金残高の見通しである。

グラフでは、直近の資金残高は増加傾向を示していることがわかる。

これは、現金支出を伴わない減価償却費が企業債の元金償還金を上回るためである。

しかし、令和10年度以降は汚水処理経費の不足分へ補填する資金が多くなり、令和14年度には資金残高が下水道使用料収入の1年分を下回り、令和17年度以降には資金残高がマイナスとなる見込みである。

このため、一定額の資金を確保し、有事に備える体制を構築するためには、下水道使用料の改定による資金収入の増加等の対策が必要となる。

【スライド17】

これらが、下水道使用料を改定し、今後に備える必要があると考える要因である。適切な下水道使用料の改定率の算定に当たって、基準となる目標を設定する。

目標の1点目としては、経費回収率100%である。

先ほど説明した経費回収率について、計画目標年次である令和23年度時点で100%、つまり汚水処理経費を下水道使用料で賄うことができるような改定率を設定する。

なお、使用料改定に伴う説明及びシステム改修の所要期間を考慮し、令和11年度に改定することを想定している。

2点目の目標としては、想定される下水道使用料1か年分の資金残高の確保である。

単年度の収支の不足分は、前年度までの資金残高から補填するため、一定の余裕を持たせた資金残高を常に確保しておく必要があることから、下水道使用料の1か年分を資金残高として確保する想定である。

資料29ページを参照いただきたい。

以上2点の目標が達成できるように、下水道使用料の改定率を試算した。

【スライド18】

下水道使用料の改定率の検討に当たり、改定率を低く抑え、下水道使用者の負担を少しでも軽減するために、建設基金の充当を検討している。

建設基金を、汚水事業費へ充当することで、起債する金額及び発生する支払利息を減らすことができる。

そのため、従来よりも低い使用料改定率で先ほどの目標を達成することができる。

本市の基金残高は約14.8億円となっているが、令和9年度から令和11年度の当面3年間は、新青梅街道の拡幅事業に伴い、汚水事業費が最も必要な期間となっているため、当該期間にて基金の繰出、建設改良費等への充当を考えている。

ただし、資料30ページに参考として示しているが、令和23年度以降、汚水事業費は単年度5億円未満で推移する見込みであるため、建設基金も余裕をもって約5億円以上確保して充当するものとする。

【スライド19】

「下水道使用料の必要改定率」及び「改定後における」経費回収率の推移である。

目標として設定した、令和23年度の経費回収率100%を達成するためには、下水道使用料30%の改定が必要となる。

下水道使用料を30%改定した場合、令和23年度における下水道使用料は約11.3億円、汚水処理経費は約11.2億円となり、経費回収率は100.1%となる見込みである。

【スライド20】

下水道使用料を改定した場合の資金及び基金残高の推移である。

下水道使用料を30%改定した場合、令和23年度における資金残高は約14.5億円となり、令和24年度までは資金残高が想定される下水道使用料1か年分を上回る予測となる。

目標として設定した、令和23年度の「経費回収率100%」、「資金残高の想定される下水道使用料1か年分確保」を双方ともに達成するためには、下水道使用料30%の改定が必要となる。

【スライド21】

下水道使用料の必要改定率についてのまとめとなる。

図は下水道事業にかかる収入と支出の内訳とそれぞれの金額を示している。

この図における令和23年度の汚水処理経費は、建設基金を充当した場合の金額であり、建設基金を充当しない場合、企業債の支払い利息が高くなるため、汚水処理経費は約11.2億円となり、これを下水道使用料で賄おうとする場合、必要改定率は約34%となる。

建設基金を充当して改定率を低くしても、将来的に汚水処理経費を下水道使用料で賄うためには、使用料30%の改定が必要となる。

2点目「下水道使用料改定率の算定」についての説明は以上である。

3 下水道使用料に関する周辺市の動向調査

【スライド22】

次に、3点目、「下水道使用料に関する周辺市の動向調査」について説明する。

【スライド23】

本市の排出量別下水道使用料の新旧対照になる。

現行の下水道使用料を一律30%改定すると、改定後の料率は表のとおりになる。

排出量20立方メートルと仮定した場合、改定前と改定後の下水道使用料は右下のようになり、税込み431円の増額となるが、総務省が目安としている20立方メートル当たり3,000円は下回る計算となる。

また、今回の改定では料率を一律改定とする予定であり、詳細な使用料体系の検討は次回の経営戦略時に行う予定としている。

現在の本市の下水道使用料の料金体系と使用料の速算式については、資料31ページを参照いただきたい。

【スライド24】

東京都26市における下水道使用料の改定状況を一覧表である。

この表は、令和8年7月時点において、各市のホームページ等の公表資料を基に、使用水量と月額使用料金を一覧にしている。

なお、緑色は、前回、武蔵村山市経営戦略を改定した令和5年度以降、下水道使用料を改定した市とその改定年月日を示しており、赤色は、本市含め下水道使用料の改定を予定している市、黒色は、具体的な方針等は立っていないものの、今後下水道使用料の改定を検討すると思われる市を示している。

また、使用水量の区分の目安は右下の図のとおりである。

本市の下水道使用量ランク別排水量は、資料32ページを参照いただきたい。

本市では、月別使用量ランクが50立方メートル以下に該当する排水量が全体の75%を占めている。

【スライド25】

東京都26市において一般的に多く使用されている1か月当たり20立方メートル区分の下水道使用料を、上から金額の高い順に整理している。

この区分における本市の下水道使用料は17番目に高い金額となっており、他の市と比較して若干低めの金額となっていた。

下水道使用料の改定状況を加味すると、本市は12番目に高い金額となり、東京都26市の中では中間に位置する見込みとなる。

ただし、他の自治体も下水道使用料の改定を検討することが予想されるため、今後の改定状況によってこの順位は入れ替わることが考えられる。

以上で3点目、「下水道使用料に関する周辺市の動向調査」に関する説明である。

議題1の説明は以上である。

質疑応答

- 資料が前回と比べて非常にわかりやすい。その上で聞くが、結局30%の内訳がどういう比率かわからない。

まず、項目ごとに何%という数字が欲しいという状況である。

具体的には、人口、金利、老朽化、モノレールなど6、7項目ぐらいの説明であるが、この項目ごとに何パーセントなのかについて、ちゃんと明確にすべきであると思っているが、この資料だとわからない。

もう1つが、モノレールの影響ということをどうとらえたらいいのかということである。

使用料は、使った分だけ受益者が払うという料金体系であるのに対して、布設替え自体の必要があったのかということ、それは何の要因で行われているのかということ、道路占有して市市の財産だからということはあるが、それは本当に利用者が全額負担しなきゃいけないことなのかというところの根拠説明がまだまだ不明確である。

これは例えば道路占有していて、ここがもうすでに老朽化しているので、それと同時にやるという説明をするのと、まだ使えるが、モノレールのために布設替えするという説明では全然違う。

したがって、この根拠と金額の考え方はもうちょっと丁寧に説明したほうがいい。

- 1点目、前半の方で紹介させていただいた要因ごとの、改定率30%に対する割合、例えば新青梅街道で10%分上げなくてはならないというような話だと考える。

新青梅街道であれば、短時間のうちに大きな事業費になるので、企業債を多く借り、時間かけて返していく中に他の事業も入ってくるので、令和23年度時点での単年度の表で見たときの割合と、この事業に対する割合は異なるところがあり、なかなか整理が難しい。

まず1つ言えるのは、今年度から流域下水道管理運営費負担金が1億円上がっているのもうそれだけで3割から4割ぐらいは要因としてはある。

イメージみたいな数字になってしまうかもしれないが、表現できる範囲で次回に示していく。

- どこまで公表するかわからないが、モノレールのために値上げすると捉えられるかもしれないので、整理をお願いしたい。

- 2点目、布設替えはなぜしなくてはならないのかとか、使用料を使ってまでやるべきかどうかということである。

まず、布設替えを行う範囲については、最小限で済ませるという視点で検討を行っている。

例えば一番わかりやすい例は、モノレールの支柱の基礎に当たってしまう場合は移設せざるを得ないことと道路の拡幅に当たって、歩道と車道の間の構造物の下に下水道管が当たれば、布設替えをしなくてはならないということ。布設替えは、最低限にしようとしてはいるが、相当量を布設替えしなくてはならないという状況である。

また、それをなぜ市が負担しなければならないかということだが、下水道管理者は道路に物を置かせてもらっている立場なので、道路事業に支障がないように移設してくださいと言われれば、移設せざるを得ないという立場であるため、下水道管理を行っている市が負担する。

もう一つの質問で、もともと老朽化が進んでいて使えない状況のものを改築するのか、まだ使えるがこのような事情なので移設せざるを得ないということだが、これについては後者が近い。

ただし、老朽化自体は進んでいるという状況ではあって、改築して新しいものを入れれば、寿命が延びことになるので、下水道の資産上もプラスになる部分はある。

なお、改築に伴って、東京都補助金を受けながら改築を行っているという状況である。

- 残りの事業費が、23億ということか。

- ただ、この事業自体は今現在東京都でもモノレールの設計を行っているところであり、市も調整を行っているところなので、まだまだ動いてくる数字ではあるが、これをリアルタイムで反映することは難しいので、現時点ではこの数字である。

- 14ページのことである。

「令和8年度に単価の改定が行われるため」とあるが7ページでは「行われた」と書いてある。

その下では、「業務委託費」とあるがこの表記はここだけである。

17ページのことである。

令和11年度以降で使用料改定を行うと記載があるが、先ほどの説明では令和11年度に改定するという事でシミュレーションを行っているとのことであり「以降」というのはどういうことか。何か意味がある

	のか。 ● 単価は改定済みであるので、14ページの方の2つ目を修正する。 それから汚水処理に係る業務費の中で業務委託費と記載されているが、こちらの業務費は職員の人件費等と委託費も含めた項目である。 その内容として、主に委託費の方がかなり上がっていく、という説明である。 それから17ページの経費回収率100%の2つ目、使用料改定に伴う説明等の期間を考慮し、令和11年度以降に使用料改定を行うこととしている。 こちらは先ほど申し上げたとおり収支シミュレーション上、令和11年4月1日の改定を想定して計算しており、基本的には11年4月1日から改定したいと考えているが、これから条例改正とか控えていく中で、「予定」という記載を残したということである。 ○ 今はあくまで令和11年4月の改定を目指す、という表現で良いのではないか。 ○ シミュレーションなので、ある程度期間を設定しないと計算ができないので言い切った方がよい。 ● 承知した。 ○ 老朽化対策だが優先順位の判断というか、具体的にどんな判断をするのか。 ● スtockマネジメント事業は、毎年少しずつ調査をして悪かったところを改築していくこととしている。 実際には管の中にカメラを入れて、目視で傷み具合を確認して悪かったら改築するというをしている。 どれだけ悪かったら改築するかというと、国のガイドライン等を踏まえ、判断することとなる。改築しない管きよは、次の調査までは使用することとなる。 どの程度かというのは言いづらいが、クラックなどの状態で判断することになる。 ○ 長いスパンで事業を行うのか。 ● 今は、市内を25年で一巡する予定としており、令和2年から令和7年度までで6年経っているので、調査は約3分の1程度終わっている状況である。 ○ モノレールの関係の管きよの移設等の工事はどの程度終わっているのか。 ● ピークとしては再来年度くらいまでとなっており、2030年代半ばの開業となっているのでかなり急いで事業執行をしている。 全体の6～7割くらいは設計が済んでいる状態である。 再来年度くらいには、ほぼ全ての箇所に着手している状態を想定している。 ○ 起債残高の関係はどうなっているのか、起債残高を増やすことができれば起債でやっていく、増やすことができなければ使用料改定でやっていくということだが、そのあたりはどうなっているのか。 ● 新青梅街道拡幅に伴う管きよの移設は、事業費が多く、起債をして事業を進めている。それ以前は大きな事業が少なかったため、償還が進んでいた状況であった。 どの事業も必要なので、企業債を使い実施せざるを得ない。 少しでも財政負担を軽くして企業債を借りなくてもよいように、基金を充てていくという考えである。 ○ 数字で示してほしいと考えている。 ● 令和7年度末現在の企業債残高が30億を超えていること、今後想定される事業費が23億で合わせて53億になる。その他新青梅関係の事業が終わるとストマネ事業などで年間5億程度の事業費が必要となる。
--	--

	やらなければならない事業は、原則企業債を借りることとなっているので、その上限はどのくらいなのかということの判断は難しいと考えている。 ○ 状況として、これ以上企業債を借りることはできないとか、数字で説明していただけるとよいと考えている。 ● 今のところ、新青梅街道とストックマネジメントで本市の下水道事業として、企業債を借りる金額の限度と考えている。 ○ 資金残額が今回示されたが、起債残高もセットで示して説明していく方がよい。 これ以上借りることはできないという説明があると、使用料改定に結びつくと考える。 ○ 6 ページの新青梅街道の断面図だが、これは道路の断面図で下水道のことだから、管きょがどう移設されるかということを示した図面の方がよい。 ○ 必要であると考え。 ○ 23 ページで、使用料の新旧で一律30%の理由が必要ではないか。次の経営戦略に持ち越す理由もほしい。生活のレベルとか、大口使用者に対する影響とか、もう少し丁寧な考察が必要ではないか。 ○ これは、次回議論するということか。 ● 5年後の経営戦略の改定場で検討していくこととしている。 ○ 条例改正をするのであれば検討が必要ではないか。 来年度くらいに別の会議で議論するのか。 ● 今回の使用料改定は一律で改定することとしている。 ○ 他の市の委員会では傾斜をつけるかどうかと同時に議論していくことの方が多い。 一般家庭の負担や、小口使用者の負担がどうなるのかとかという議論になる。 ● 事務局の考えとしては、今回の使用料改定の要因というのが、物価の上昇であるとか、モノレールのためであるとかで、例えば大きな工場ができたとか、特定の利用者が原因となっていることもないので、一律で上げることが公平ではないかということである。 ○ とにかくみんなで少しずつ負担しましょうということのようである。 今回は傾斜させるなどの検討はしないということであるようだ。 ○ 5年後の経営戦略のときに上げるという議論になるか。 30%以上上がるとかということはあるか。 ● 今の時点で上がるという想定はしてないが、いずれにしても5年後に経営戦略を改定していき、その際に、上げるか、下げるか、据え置かかという議論はするということである。 ○ 次のタイミングで使用料の体系も議論するということであるか。 ● そうである。 ○ よくあるのが、逓増性といって大口を重くして小口を軽くするということをやっているところは多い。 そうするかどうかは、各自治体の考え方である。 今回はいじらないということである。 ○ 理由としては、今回は一律に上げるような、市民全体にかかるような要因なのでということか。 ● 大口に負担を重くするかどうかという意見をいただいたが、今回は一律30%という回答をした理由としては、大きい企業の進出などの大口業者に負担をかぶせるような要因ではなく、物価の上昇やモノレールであるとか全体にかかわる要因であるので、今回は一律ということとした。 ○ それが一番簡単、ハレーションがないということである。 大口を据え置いて、20㎡の改定率を多くするという、逓増性を緩め
--	---

	るということも多くある。 今回は大変なので、簡単にやりましょうということだと思っている。 ○ 企業の存続とかの大きな問題にならないのかとか心配になった。 ○ そういった問題があり、大口について配慮することをしている自治体もある。 ○ 理由がつけばよいのか。 ○ 一律というのが何も考えなくて済むということであると思う。 ○ 20ページの資金残高の想定があるが、状況が変わることがあるので、常に見直していくことが必要である。 ○ 23ページのランクの改定は、次回の委員会で検討ではなく、こんな理由で今回の改定は一律で行うこととするというような書き方にした方がよい。 ● 承知した。 ○ 今回の議論では、改定の要因別の30%の内訳を出せる範囲で出していくこととなった ○ 他市との比較では、武蔵村山市の改定がそんなに目立っているということはない。 町田市はあっさり35%で決定しているようである。 府中市は特殊事情があり財政状況が豊かで改定率が低くなっている。 ○ 夜間と昼間の工事の状況はどうか。 商店や会社などに渋滞の影響で損失が発生していないか。 狭い道路と広い道路の単価が違ふとか、うまくやることで、工事単価が下がり経営に影響するなどの問題がある。 簡単に出していただければよい。 ● ひとつの工事の中に、昼間と夜が両方あるので、夜間工事と昼間工事の割合を出すことは難しい。 ○ 警察との協議が必要となるのか。 ● そうである。 新青梅街道でも車道上の工事であれば夜間とか、拡幅のために買った用地上の工事は昼間とかといった形で工事自体は進む。 ○ 新青梅街道にこういった完成形になるというようなイメージ看板のようなものはあるのか。そういうがあると理解しやすい。 ● モノレールの駅になるところには、看板がある。下水については、地下にあるものだから看板を設置するようなことはあまりない。 ○ こういった意見を踏まえて、可能な限りで調べてほしい。 ● これから多くの工事を進めていくので、その中で得られた情報ということで調べてみたい。 ○ 今回ここで出た意見は、使用料改定を決定したときに、市民の方が必ず質問することと思われる。そこは、専門用語が多くて理解しづらい部分もあるのでできるだけわかりやすく説明していただくとよいと思う。 スライドの25ページであるが、他の自治体の事例であるが、最終結論平均改定率30.7%、前回の改定が平成14年4月で24年たっており、長く改定していないので、改定幅が大きくなるということもある。町田市の状況も同じような状況であることも考えられる。 したがって、これだけ変化が激しいので、使用料の水準について定期的に見直す必要があると思う。 ○ 事務局にはいろいろと宿題があるが、よろしくお願いします。 ● 次回の日程 次回の委員会は令和8年10月8日（木）、時間は午前10時から午前11時半ころまで、会場は本日と同じ301会議室で行う予定としている。 ○ それでは、第4回武蔵村山市公共下水道事業経営戦略策定検討委員会
--	--

	は、これで終了とする。
--	--------------------

会議の公開・ 非公開の別	☒ 公開 ☐ 一部公開 ☐ 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 傍聴者： <u> 0 </u> 人
-------------------------	---

会議録の開示・ 非開示の別	☒ 開示 ☐ 一部開示(根拠法令等： ☐ 非開示(根拠法令等：))
--------------------------	---

庶務担当課	都市整備部 道路下水道課 (内線：252)
--------------	--

(日本産業規格A列4番)